憲法を学問するX

憲法のArchitect

日程　2026年11月21日(土)～22日(日)
会場　大学セミナーハウス（東京都八王子市下柚木1987-1）

講師（五十音順）



蟻川 恒正
日本大学大学院
法務研究科教授



石川 健治
東京大学
法学部教授



木村 草太
東京都立大学
法学部教授



宍戸 常寿
東京大学
法学部教授

樋口陽一先生特別講義　　＊録画（事前視聴）予定

開催趣旨

日本の憲法訴訟論の源流は、火付け役の芦部信喜教授や時国康夫判事が参加した、ハーバード・ロースクールでの「憲法訴訟」演習にありましたが、「憲法訴訟に携わる裁判官は、artistではなく、architectである」というのが、ゼミを主宰したポール・フロイント教授の持論でした。芸術家としてのヴィジョンを、資材の強度や供給状況と両立させなくてはならない、建築家と同様の資質が必要だ、というわけです。それを、具体的な判決に即して検討したのが、昨年の「憲法を学問するIX」でした。

しかし、建築の世界で、意匠設計と構造設計とを両立させている人が、実際には稀であるように、具体的な事件に決着をつける裁判官だけが、憲法の architect であるわけではありません。戦後日本の憲法体制が確立する背景には、そのアーキテクチャーの意匠設計に携わった幾人もの――artistとしてのヴィジョンを諦めずに、厳しい現実とギリギリの格闘を続けた―― architect たちの活躍がありました。１０回目を迎えた今年の「憲法を学問する」は、そうした「人」に照準をあわせて、憲法を考えます。

（「憲法を学問する」企画委員長 石川健治）

対　象：大学生（大学院生含む）および社会人
定　員：５０名
参加費：協力会員校　9,000円
※セミナー講師のゼミ生・または講師の紹介で
ご参加の方（学生・社会人を問わず）は、会員校料金
一般校　12,000円
社会人　19,000円
※参加費には宿泊費・食事費・消費税を含みます。
申込方法：大学セミナーハウスHPのセミナー申込フォームよりお申込みいただきます。

分科会：申込フォームにご希望の分科会を第3希望までご選択ください。ただし、ご希望に添えない場合もございますことをご了承ください。
募集締切：2026年10月30日（金）
お問合せ先：大学セミナーハウス・セミナー事業部
TEL　042-676-8512（直）/FAX　042-676-1220
Email　seminar@seminarhouse.or.jp
URL　https://iush.jp/seminar/2026/06/661/

ご案内ページ

主催　公益財団法人大学セミナーハウス

第１分科会
尾高朝雄と「尊厳な」天皇
石川 健治（東京大学 法学部教授）

戦争によって破綻した立憲主義を、「人類普遍の原理」として日本の政治社会にリ・エントリーさせる際に最大の難問となったのが、かねて日本の「国体」を体現してきた天皇と皇室の位置づけの仕方でした。これは、法律用語と学術用語の双面において「外国語を日本語に」「古い日本語を新しい日本語に」翻訳する、輻輳した翻訳作業と併行して行われた、政治的かつ文化的なチャレンジでした。

そこにおいて大きな役割を果たしたひとりが、戦前は京城帝国大学という植民地大学で、日本語を常用する学生と常用しない学生の双方を教えつつ、世界の社会科学の最前衛で活躍するとともに朝鮮総督府の統治の設計にも関与した、尾高朝雄という社会学者・法哲学者です。1944年から、研究教育の「現場」を東京帝国大学に移し、戦後憲法体制の確立過程においては、同僚で親友の憲法学者・宮澤俊義との論争など、活発な論陣を張ると同時に、ユネスコ日本代表として、緊張緩和のために国際的にも活動しました。『社会的世界の意味構成』のアルフレート・シュッツとともに現象学的社会学を除幕した、1932年の独文著書『社会的団体論の基礎づけ』が2023年に英訳され、あらためて脚光を浴びています。

その尾高が戦後に試みたのが、日本国憲法が存続させた――させてしまった――ひとつの「身分」を形容するための、新しい日本語の設計でした。戦前は「神聖不可侵」の略語でもあった「尊厳」という体言に「な」をつける試みです。この連体詞もしくは形容動詞の設計図は、アンビルドに終わり、現代日本語に定着しませんでしたが、この違和感は、単に言葉だけの問題だけではないかもしれません。第一分科会では、未完に終わった尾高の挑戦にフォーカスします。

第３分科会
佐々木惣一と憲法裁判
宍戸 常寿（東京大学 法学部教授）

日本国憲法の81条は、最高裁の違憲審査権を明文で定めています。しかし実際には、最高裁が違憲審査権の行使に消極的であると見られる時期が長く続き、これに対して学説は、米国の司法審査制とその運用についての理解をもって、その積極的な行使を促してきました。21世紀に入り「違憲審査の活性化」の現象も見られてはいますが、どうも学説が説いてきたのとは微妙に違うところもあります。

そのズレは日本国憲法の構造に由来するものではないのでしょうか。憲法制定に先立ち、該博な知見に基づき憲法81条とは異なる構造を設計・提案したと同時に、施行後には緻密な解釈論により通説と判例が見落としてきた「憲法裁判」を描いて見せた泰斗の見解に立ち戻りながら、現在の違憲審査の運用に光を当ててみたいと思います。

第２分科会
田中二郎と個人主義
蟻川 恒正（日本大学大学院 法務研究科教授）

日本の法実務において、「個人の尊厳」という概念はどのようにして形成され、確立してきたのでしょうか。こう問いを立ててみたとき、1973年の尊属殺違憲判決における田中二郎意見が拓いた地平は、これまで考えられてきた以上に大きいものであったことに気づかされます。

第2分科会では、まず、この地平を拓く企てが日本の法実務において持った巨大な意味を明らかにします。ついで、この企てが田中のなかでどのようにして準備されていたのかを1973年に至るまでの田中の足跡のなかに追跡します。最後に、これらの作業を前提として、田中の拓いた地平が現在の最高裁判例に対して、はたして、または、どのような影響を与えつつあるかを考察したいと思います。

第４分科会
我妻栄と合理的配慮
木村 草太（東京都立大学 法学部教授）

作為と不作為は、法学の基本概念だ。近年、差別には、作為によるものと不作為によるものがあるとの主張が支持を集めており、後者を問題化するために「合理的配慮reasonable accommodation」という概念も登場してきた。しかし、この概念は、多くの限界と問題を抱えている。

問題の解決に何が必要か。規範と現実の往復だろう。この部会は、差別discriminationという概念の射程を整理し、反差別と合理的配慮という二つの概念の関係を見定めるところから始める。その作業は、戦後民法改正の大事業に臨んだ民法学者の研究と実践の分析に接続する。我妻栄は、規範と現実を往復した人だった。

「憲法を学問する」企画委員
石川 健治（東京大学 法学部教授）委員長
蟻川 恒正（日本大学大学院 法務研究科教授）
宍戸 常寿（東京大学 法学部教授）
木村 草太（東京都立大学 法学部教授）

プログラム

１１月２１日（土）　１日目
12：50　受付
13：20～13：30　開会
13：30～15：00　【講師パネルディスカッション】
15：00～15：30　オリエンテーション
15：30～18：00　【分科会Ⅰ】
18：00～　夕食・フリートーク

１１月２２日（日）　２日目
7：30～　朝食
9：00～10：30　【分科会Ⅱ】
10：30～12：00　【分科会報告】
12：00～13：00　昼食
13：00～15：10　【総括討論・質疑応答】
15：10～　閉会・解散

出会いの丘へようこそ
大学セミナーハウス
INTER-UNIVERSITY SEMINAR HOUSE